

平成22年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市監査委員	宮下公夫
同	大島有紀子
同	山浦衛
同	橋本登

平成 22 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 22 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成22年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率の結果	3
2	資金不足比率の結果	3
3	健全化判断比率の状況	4
	(1) 実質赤字比率	4
	(2) 連結実質赤字比率	6
	(3) 実質公債費比率	8
	(4) 将来負担比率	10
4	資金不足比率の状況	12
5	健全化判断比率の前年度比較	14
	(1) 実質赤字比率	14
	(2) 連結実質赤字比率	14
	(3) 実質公債費比率	15
	(4) 将来負担比率	16
6	資金不足比率の前年度比較	17
7	意見	18

表記に関する注意事項

- 1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」については、「財政健全化法」と記載した。
- 2 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類上では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表記した。
- 3 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成22年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

次の各会計等の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「算定書類」という。)

健全化判断比率等の対象

財政健全化法上の区分		千葉市の会計 全19会計				
一般会計等 (8会計)	一般会計	母子寡婦福祉資金貸付事業				
	一般会計等に属する 特別会計 (7会計)	霊園事業		都市計画土地地区画整理事業		
		市街地再開発事業		公共用地取得事業		
		学校給食センター事業		公債管理		
		一般会計等以外の特別 会計のうち公営企業に 係る特別会計以外の特別 会計 (5会計)		国民健康保険事業	老人保健医療事業	
				介護保険事業	後期高齢者医療事業	
				競輪事業		
				公営事業会計 (11会計)		病院事業
	下水道事業					
	公営企業会計 (6会計)	水道事業				
		農業集落排水事業				
		中央卸売市場事業				
		動物公園事業				
一部事務組合 (千葉県市町村総合事務組合) 広域連合 (千葉県後期高齢者医療広域連合)						
外郭団体 (都市整備公社)						

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

第2 審査の期間

平成23年7月7日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類について審査した。審査にあたっては、比率は法令に則り算定されているか、算定書類は適正に作成されているかなどを主眼に、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、比率の状況及び意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の結果

平成22年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおり、早期健全化基準を下回っている。実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様に発生していない。連結実質赤字比率は、2.87%で、前年度と比較すると2.43ポイント上昇している。実質公債費比率は、21.4%で、前年度と比較すると0.3ポイント上昇している。将来負担比率は、285.3%で、前年度と比較すると21.1ポイント低下している。

表1 平成22年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成21年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	2.87	0.44	2.43	16.25	35.00
実質公債費比率	21.4	21.1	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	285.3	306.4	△ 21.1	400.0	

(注) 実質赤字比率欄は、一般会計等の実質赤字額がないため、「-」を記載している。

2 資金不足比率の結果

平成22年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表2のとおり、資金の不足額がないため、前年度と同様に発生していない。

表2 平成22年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
病院事業	-	-	20.0
下水道事業	-	-	
水道事業	-	-	
農業集落排水事業	-	-	
中央卸売市場事業	-	-	
動物公園事業	-	-	

(注) 各公営企業会計欄は、資金の不足額がないため、「-」を記載している。

3 健全化判断比率の状況

平成22年度決算に基づく健全化判断比率の審査における各比率の主な着眼点、状況及び構成は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。
- (イ) 一般会計等に属する会計は、正しく区分されているか。
- (ウ) 翌年度に繰り越すべき財源は、地方財政状況調査表（決算統計）作成要領等に則り、適正に算定されているか。

イ 比率の状況

一般会計等の実質収支額は、3億1,247万円であり、黒字となったことから、実質赤字比率は発生していない。

実質赤字比率	{ - }	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad [\Delta 312,472 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} \quad [200,009,327 \text{千円}]}$
--------	-------	---	---

(注) 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額がないため、「-」を記載している。

ウ 比率の構成

一般会計等の実質赤字額は、表3のとおり、歳入総額 5,277億7,118万円から、歳出総額 5,267億6,927万円を差し引いた形式収支額 10億190万円から、翌年度に繰り越すべき財源 6億8,943万円を差し引いたもので、△3億1,247万円である。

標準財政規模は、表4のとおり、主な経常一般財源である市税、県からの交付金、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、2,000億932万円である。

表3 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C = A - B	翌年度に繰り越すべき財源 D					実質収支額 E = C - D	一般会計等の 実質赤字額
				継続費 通次繰越 a	繰越 明許費 b	事故 繰越し c	事業繰越 d	翌年度に繰り 越すべき財源 D = a + b + c + d		
一般会計	369,095,437	368,138,033	957,404	1,392	381,730	261,810		644,932	312,472	△ 312,472
母子寡婦福祉 資金貸付事業	290,575	262,918	27,657				27,657	27,657	0	
霊園事業	588,172	588,172	0					0	0	
都市計画土地 区画整理事業	561,220	559,220	2,000		2,000			2,000	0	
市街地 再開発事業	1,387,929	1,373,081	14,848		14,848			14,848	0	
公共用地 取得事業	1,016,658	1,016,658	0					0	0	
学校給食 センター事業	2,178,805	2,178,805	0					0	0	
公債管理	152,652,385	152,652,385	0					0	0	
合計	527,771,181	526,769,272	1,001,909	1,392	398,578	261,810	27,657	689,437	312,472	

表4 標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度
市税 (市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱産税・事業所税)	① 153,393,447
県からの交付金 (利子割・配当割・株式等譲渡所得割・地方消費税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油引取税)	② 15,073,580
地方譲与税	③ 2,677,251
地方特例交付金	④ 1,697,692
交通安全対策特別交付金	⑤ 343,602
普通交付税	⑥ 4,283,063
臨時財政対策債発行可能額	⑦ 22,540,692
標準財政規模 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	200,009,327

(注) 1 標準財政規模

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、地方交付税の算定に用いた計数により算出する。

(注) 2 臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額である。

(2) 連結実質赤字比率

全19会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

(ア) 全19会計は、財政健全化法上の区分で正しく整理されているか。

(イ) 国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び競輪事業の5会計の歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。

イ 比率の状況

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額 57億5,788万円を、標準財政規模 2,000億932万円
で除したもので、2.87%である。

連結実質赤字比率 [2.87%]	=	$\frac{\text{連結実質赤字額 [5,757,881千円]}}{\text{標準財政規模 [200,009,327千円]}}$
------------------	---	--

ウ 比率の構成

連結実質赤字額は、表5のとおり、一般会計等の実質収支額 3億1,247万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額△118億3,333万円及び公営企業会計6会計の資金剰余額 57億6,298万円を加えたもので、57億5,788万円である。

国民健康保険事業等5会計（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計）の実質収支額は、表6のとおり、歳入総額 1,391億753万円から歳出総額 1,509億4,087万円を差し引いた形式収支額と同額の△118億3,333万円である。

表5 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分		実質収支額又は資金剰余額	
一般会計等（8会計）		① 312,472	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の 特別会計（5会計）	国民健康保険事業	② △ 11,951,536	
	老人保健医療事業	③ 0	
	介護保険事業	④ 78,383	
	後期高齢者医療事業	⑤ 31,359	
	競輪事業	⑥ 8,459	
小計 △11,833,335			
公営企業会計（6会計）	法（3会計） 適用事業	病院事業	⑦ 2,808,229
		下水道事業	⑧ 1,628,851
		水道事業	⑨ 1,325,902
	法（3会計） 非適用事業	農業集落排水事業	⑩ 0
		中央卸売市場事業	⑪ 0
		動物公園事業	⑫ 0
小計 5,762,982			
合 計（①+②+③～+⑩+⑫）		△ 5,757,881	
連 結 実 質 赤 字 額		5,757,881	

(注) ①～⑥については実質収支額、⑦～⑫については資金剰余額を記載している。

表6 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C = A - B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
国民健康保険事業	78,525,212	90,476,748	△ 11,951,536	0	△ 11,951,536
老人保健医療事業	12,375	12,375	0	0	0
介護保険事業	41,457,914	41,379,531	78,383	0	78,383
後期高齢者医療事業	6,650,790	6,619,431	31,359	0	31,359
競輪事業	12,461,247	12,452,788	8,459	0	8,459
合 計	139,107,538	150,940,873	△ 11,833,335	0	△ 11,833,335

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の元利償還金・準元利償還金は、適正に計上されているか。
- (イ) 地方債の元利償還金に充当した都市計画税等の特定財源は、適正に計上されているか。
- (ウ) 地方債の元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

実質公債費比率は、表7のとおり、平成20年度から平成22年度までの単年度の実質公債費比率3か年分を平均したもので、21.4%である。

表7 実質公債費比率

(単位：%)

区 分	実質公債費比率	
	単 年 度	3か年平均
平成20年度	20.89	21.4
21年度	22.22	
22年度	21.10 ※	

※ 平成22年度実質公債費比率（単年度）

平成22年度 実質公債費比率 (単年度) 〔21.10%〕	$\left(\begin{array}{ c } \hline \textcircled{1} \\ \hline \text{地方債の} \\ \text{元利償還金} \\ \hline \text{34,349,118千円} \end{array} + \begin{array}{ c } \hline \textcircled{2} \\ \hline \text{準元利償還金} \\ \hline \text{43,090,707千円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \textcircled{3} \\ \hline \text{特定財源} \\ \hline \text{12,979,268千円} \end{array} + \begin{array}{ c } \hline \textcircled{4} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \\ \hline \text{28,216,741千円} \end{array} \right)$		(A) 36,243,816千円
	$\begin{array}{ c } \hline \textcircled{5} \\ \hline \text{標準財政規模} \\ \hline \text{200,009,327千円} \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \textcircled{4} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \\ \hline \text{28,216,741千円} \end{array}$		(B) 171,792,586千円

ウ 比率の構成

実質公債費比率の算定内訳は、表8のとおりである。

地方債の元利償還金は、343億4,911万円である。

準元利償還金のうち企業債の償還に係る公営企業会計繰出金は、107億1,184万円である。その主なものは、下水道事業で82億3,251万円、病院事業で13億5,792万円となっている。

また、公債費に準ずる債務負担行為は、40億5,372万円である。その主なものは、少年自然の家や大宮学校給食センターなどのPFI事業によるもの8億4,372万円、都市再生機構が行う小中学校建設事業等に係る五省協定によるもの2億2,449万円、都市整備公社による公共施設整備等その他29億8,550万円である。

表 8 実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分			金 額	
分 子	地方債の元利償還金 ①		34,349,118	
	準元利償還金 ②	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額		28,309,484
		企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病 院 事 業	1,357,922
			下 水 道 事 業	8,232,512
			水 道 事 業	581,751
			農 業 集 落 排 水 事 業	309,890
			中 央 卸 売 市 場 事 業	171,571
			計 10,711,849	動物公園事業
	公債費に準ずる 債務負担行為	PFI事業によるもの	843,722	
		五省協定によるもの	224,496	
計 4,053,721		そ の 他	2,985,503	
計 43,090,707		一時借入金利子	15,653	
特定財源 ③		12,979,268		
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④		28,216,741		
(A) = (①+②) - (③+④)		36,243,816		
分	標準財政規模 ⑤		200,009,327	
母	(B) = ⑤-④		171,792,586	

(注) 1 地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたものである。

(注) 2 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費である。満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還に相当するもの（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、公営企業債返済に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子である。

(注) 3 特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等である。

(注) 4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額である。

(注) 5 公債費に準ずる債務負担行為（五省協定によるもの）

「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和42年6月1日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官）などの通知に基づき、(独)都市再生機構（旧都市基盤整備公団など含む。）が整備した公共施設又は公用施設の建設に係る債務負担行為に基づく当年度負担額である。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の現在高は、満期一括償還分の地方債の市債管理基金積立額を含む実現在高として適正に計上されているか。
- (イ) 公営企業会計繰出見込額は、過去3か年の繰入実績等を基に適正に計上されているか。
- (ウ) 将来負担額に充当可能な特定財源の見込額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

将来負担比率は、将来負担額 1兆1,209億7,654万円から充当可能財源等 6,307億2,785万円を差し引いた額を、標準財政規模 2,000億932万円から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 282億1,674万円を差し引いた額で除したもので、285.3%である。

将来負担比率 [285.3%]	将来負担額 1,120,976,541千円	充当可能財源等 630,727,855千円	490,248,686千円
	標準財政規模 200,009,327千円		元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 28,216,741千円
200,009,327千円		171,792,586千円	

ウ 比率の構成

将来負担額の内訳は、表9のとおりである。

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 8,199億1,135万円、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 579億2,023万円、企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額 1,766億4,658万円、退職手当負担見込額 562億8,294万円、設立法人等の負債額等負担見込額（都市整備公社）37億4,687万円、中小企業資金融資制度補償見込額 7億1,066万円及び連結実質赤字額 57億5,788万円を加えたもので、1兆1,209億7,654万円である。

充当可能財源等の内訳は、表10のとおりである。

充当可能財源等は、充当可能基金 396億8,373万円（市債管理基金 363億8,692万円、財政調整基金 10億9,243万円、その他基金 22億437万円）、充当可能な特定財源見込額 1,886億6,290万円（都市計画税 1,784億9,066万円、公営住宅使用料 81億8,338万円、その他特定財源 19億8,884万円）及び基準財政需要額算入見込額 4,023億8,121万円を加えたもので、6,307億2,785万円である。

表9 将来負担額の内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の現在高 ①	819,911,351
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 ②	57,920,239
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額 ③	176,646,587
退職手当負担見込額 ④	56,282,942
設立法人等の負債額等負担見込額(都市整備公社) ⑤	3,746,876
中小企業資金融資制度補償見込額 ⑥	710,665
連結実質赤字額 ⑦	5,757,881
将来負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	1,120,976,541

表10 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分	金 額	
充 当 可 能 基 金 計 39,683,732 ①	市債管理基金	36,386,927
	財政調整基金	1,092,433
	その他基金	2,204,372
充 当 可 能 な 特 定 財 源 見 込 額 計 188,662,905 ②	都市計画税	178,490,669
	公営住宅使用料	8,183,387
	その他特定財源	1,988,849
基準財政需要額算入見込額 ③	402,381,218	
充 当 可 能 財 源 等 (①+②+③)	630,727,855	

(注) 1 退職手当負担見込額

当該団体の職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。

(注) 2 基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

4 資金不足比率の状況

平成22年度決算に基づく資金不足比率の審査における主な着眼点及び公営企業会計ごとの比率の状況は、次のとおりである。

[資金不足比率]

公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標

(1) 主な着眼点

- ア 法適用企業会計の流動負債、控除未払金等、流動資産及び営業収益が、貸借対照表等と一致しているか。
- イ 法非適用企業会計の歳入総額及び歳出総額が、実質収支に関する調書と一致しているか。

(2) 比率の状況

法適用企業会計3会計においては、いずれも資金剰余の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。また、法非適用企業会計3会計についても、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

	資金の不足額		
資金不足比率	[-]	=	—————
			事業の規模 (営業収益)
	資金の不足額		
	・法適用企業 [流動負債－控除未払金等－流動資産]		
	・法非適用企業 [歳出総額－(歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源)]		

(注) 各会計の資金不足比率は、資金の不足額がないため、「-」を記載している。

公営企業会計における資金不足比率は、表11のとおりである。

表11 公営企業会計における資金不足比率

(1) 法適用企業会計

(単位：千円)

区 分	資金の不足額 A				事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	流動負債 a	控除未払金等 b	流動資産 c	資金の不足額 A = a - b - c		
病 院 事 業	1,425,701	0	4,233,930	△ 2,808,229	12,491,408	—
下 水 道 事 業	2,085,731	144,800	3,569,782	△ 1,628,851	21,839,989	—
水 道 事 業	2,879,283	0	4,205,185	△ 1,325,902	1,036,011	—

(2) 法非適用企業会計

(単位：千円)

区 分	資金の不足額 A'					事業の規模 (営業収益) B'	資金不足比率 A'/B'
	歳入総額 a'	歳出総額 b'	翌年度に繰り越 すべき財源c'	資金剰余額 D = a' - b' - c'	資金の不足額 A' = -D		
農業集落排水事業	492,092	492,092	0	0	0	58,258	—
中央卸売市場事業	982,632	982,632	0	0	0	493,270	—
動物公園事業	1,158,410	1,158,410	0	0	0	345,475	—

(注) 1 法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計である。

(注) 2 法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計である。

(注) 3 控除未払金等

決算において貸借対照表に計上されている一時借入金又は未払金で、建設改良費に係るものであって、その支払いに充てるために翌年度に地方債を起すこととしている額である。

5 健全化判断比率の前年度比較

平成22年度決算に基づく健全化判断比率の算定に用いられた数値の前年度との比較は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に発生していない。

これは、一般会計において実質収支額が、3億1,247万円の黒字となったことによるものである。

実質赤字比率の分子である一般会計等の実質赤字額は、表12のとおり、△3億1,247万円となっており、一般会計等を対象とした黒字額は、前年度に比べ3億9,676万円減少している。

表12 一般会計等の実質赤字額の前年度比較

区 分	平成22年度	平成21年度	増減額
一般会計の実質収支額 ①	312,472	709,232	△ 396,760
一般会計等に属する7特別会計の実質収支額 ②	0	0	0
合 計 (①+②)	312,472	709,232	△ 396,760
一般会計等の実質赤字額	△ 312,472	△ 709,232	396,760

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、2.87%となり、前年度と比較すると2.43ポイント上昇している。

その主な要因は、表13のとおり、国民健康保険事業の実質収支額の赤字が、前年度と比較すると44億2,707万円増加したが、同事業の赤字額を一般会計や他の特別会計の実質収支額等で補てんできなかつたことによるものである。

連結実質赤字比率の分子である連結実質赤字額は、57億5,788万円となっており、全会計を対象とした収支状況は、前年度と比較すると48億8,798万円悪化している。

表13 連結実質赤字額の前年度比較

区 分	実質収支額又は資金剰余額		
	平成22年度	平成21年度	増減額
一般会計等 ①	312,472	709,232	△ 396,760
国民健康保険事業 ②	△ 11,951,536	△ 7,524,463	△ 4,427,073
老人保健医療事業 ③	0	5,130	△ 5,130
介護保険事業 ④	78,383	137,240	△ 58,857
後期高齢者医療事業 ⑤	31,359	32,973	△ 1,614
競輪事業 ⑥	8,459	653	7,806
病院事業 ⑦	2,808,229	2,634,623	173,606
下水道事業 ⑧	1,628,851	1,764,050	△ 135,199
水道事業 ⑨	1,325,902	1,370,670	△ 44,768
農業集落排水事業 ⑩	0	0	0
中央卸売市場事業 ⑪	0	0	0
動物公園事業 ⑫	0	0	0
合 計 (①+②+③~+⑩+⑫)	△ 5,757,881	△ 869,892	△ 4,887,989
連 結 実 質 赤 字 額	5,757,881	869,892	4,887,989

(注) ①~⑥については実質収支額、⑦~⑫については資金剰余額を記載している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率(3か年平均)は、21.4%となり、前年度と比較すると0.3ポイント上昇している。単年度の比率を比較すると、表14のとおり、21.10%となり、前年度と比較すると1.12ポイント低下している。

その主な要因は、表15のとおり、分子が、準元利償還金で14億2,962万円増加したものの、地方債の元利償還金で15億7,613万円減少したこと、8億6,308万円減少したこと、また、分母が、標準財政規模で49億9,249万円増加したこと、48億3,213万円増加したことによるものである。

準元利償還金の増の主な要因は、表16のとおり、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額が21億4,661万円増加したことによるものであり、これは、一般会計等において満期一括償還を行う地方債が増加してきたことによるものである。

表14 実質公債費比率(単年度)

(単位：%)

区 分	実質公債費比率	前年度増減
平成19年度	20.26	0.98
20年度	20.89	0.63
21年度	22.22	1.33
22年度	21.10	△ 1.12

表15 実質公債費比率(単年度)の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	増減額
分子	地方債の元利償還金 ①	34,349,118	35,925,253	△ 1,576,135
	準元利償還金 ②	43,090,707	41,661,083	1,429,624
	特定財源 ③	12,979,268	12,423,045	556,223
	①②に係る基準財政需要額算入額 ④	28,216,741	28,056,386	160,355
	(A) = (①+②) - (③+④)	36,243,816	37,106,905	△ 863,089
分母	標準財政規模 ⑤	200,009,327	195,016,837	4,992,490
	(B) = ⑤ - ④	171,792,586	166,960,451	4,832,135
実質公債費比率(単年度) (A) / (B)		21.10%	22.22%	

表16 準元利償還金の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	増減額
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額 ①		28,309,484	26,162,866	2,146,618
公営企業会計繰出金 (企業債の償還に係る)	病 院 事 業	1,357,922	1,419,406	△ 61,484
	下 水 道 事 業	8,232,512	8,278,785	△ 46,273
	そ の 他 公 営 企 業	1,121,415	1,121,733	△ 318
	小 計 ②	10,711,849	10,819,924	△ 108,075
公債費に準ずる債務負担行為 ③		4,053,721	4,648,021	△ 594,300
一時借入金利子 ④		15,653	30,272	△ 14,619
準元利償還金 (①+②+③+④)		43,090,707	41,661,083	1,429,624

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、285.3%となり、前年度と比較すると21.1ポイント低下している。

その主な要因は、表17のとおり、分子が、将来負担額で48億2,161万円減少し、充当可能財源等で165億2,927万円増加したことから、213億5,088万円減少したこと、また、分母が、標準財政規模で49億9,249万円増加したことから、48億3,213万円増加したことによるものである。

将来負担額の前年度比較は、表18のとおり、地方債の現在高が、土地開発公社の解散に伴い第三セクター等改革推進債を発行したことなどにより、245億9,949万円増加したものの、設立法人等の負債額等負担見込額が、土地開発公社の解散などにより、163億3,756万円の減、公債費の償還に係る公営企業会計繰出見込額が86億8,126万円の減、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額が69億6,906万円の減となったことなどにより、将来負担額は、48億2,161万円減少している。

充当可能財源等の前年度比較は、表19のとおりである。充当可能財源等は、前年度と比較すると、市債管理基金積立金の増により、充当可能基金が119億4,149万円の増加となり、また、基準財政需要額算入見込額の76億8,534万円の増などにより、165億2,927万円増加している。

表17 将来負担比率の前年度比較

区 分		(単位：千円)		
		平成22年度	平成21年度	増減額
分子	将来負担額 ①	1,120,976,541	1,125,798,159	△ 4,821,618
	充当可能財源等 ②	630,727,855	614,198,585	16,529,270
	(A) = (① - ②)	490,248,686	511,599,574	△ 21,350,888
分母	標準財政規模 ③	200,009,327	195,016,837	4,992,490
	①に係る基準財政需要額算入額 ④	28,216,741	28,056,386	160,355
	(B) = (③ - ④)	171,792,586	166,960,451	4,832,135
将来負担比率 (A) / (B)		285.3%	306.4%	

表18 将来負担額の前年度比較

区 分	(単位：千円)		
	平成22年度	平成21年度	増減額
地方債の現在高	819,911,351	795,311,859	24,599,492
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	57,920,239	64,889,308	△ 6,969,069
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	176,646,587	185,327,849	△ 8,681,262
退職手当負担見込額	56,282,942	58,568,536	△ 2,285,594
設立法人等の負債額等負担見込額	3,746,876	20,084,445	△ 16,337,569
中小企業資金融資制度補償見込額	710,665	746,270	△ 35,605
連結実質赤字額	5,757,881	869,892	4,887,989
将来負担額	1,120,976,541	1,125,798,159	△ 4,821,618

表19 充当可能財源等の前年度比較

区 分		(単位：千円)		
		平成22年度	平成21年度	増減額
充当可能基金	市債管理基金	36,386,927	22,979,467	13,407,460
	財政調整基金	1,092,433	1,578,458	△ 486,025
	その他基金	2,204,372	3,184,317	△ 979,945
	小 計 ①	39,683,732	27,742,242	11,941,490
充当可能な特定財源見込額	都市計画税	178,490,669	180,710,891	△ 2,220,222
	公営住宅使用料	8,183,387	8,781,608	△ 598,221
	その他特定財源	1,988,849	2,267,968	△ 279,119
	小 計 ②	188,662,905	191,760,467	△ 3,097,562
基準財政需要額算入見込額 ③		402,381,218	394,695,876	7,685,342
充当可能財源等 (①+②+③)		630,727,855	614,198,585	16,529,270

6 資金不足比率の前年度比較

平成22年度決算に基づく資金不足比率の算定に用いられた数値の前年度との比較は、次のとおりである。

[資金不足比率]

資金不足比率は、前年度に引き続き発生していない。

これは、各公営企業会計において資金の不足額がないことによるものである。

資金剰余額の前年度比較は、表20のとおりであり、病院事業で1億7,360万円増加し、下水道事業で1億3,519万円、水道事業で4,476万円それぞれ減少している。

表20 資金剰余額の前年度比較

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成21年度	増減額
病院事業	2,808,229	2,634,623	173,606
下水道事業	1,628,851	1,764,050	△ 135,199
水道事業	1,325,902	1,370,670	△ 44,768
農業集落排水事業	0	0	0
中央卸売市場事業	0	0	0
動物公園事業	0	0	0

7 意見

当年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は、以上のとおりである。

実質赤字比率については、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、発生していない。しかしながら、歳入において、市債管理基金から一般会計への貸付けを実施したほか、一般財源の不足を補うため臨時財政対策債や減収補てん債を発行している。また、歳出において、国民健康保険事業への収支不足に対する法定外繰出しを行えなかったなど、本市の財政状況は、引き続き極めて厳しいものとなっており、財政の健全化に向けたさらなる取組みが必要となっている。

連結実質赤字比率については、2.87%となり、前年度に比べ2.43ポイント上昇している。これは、国民健康保険事業の実質収支の赤字額が前年度に比べ大幅に増加したことによるものであるが、同事業においては本市の一般会計の財政状況が厳しいことから、当年度も引き続き収支不足に対する法定外繰入れが行われなかった。同事業の累積赤字額は、今後さらに増加することが懸念され、その事業の運営は、ますます困難になるものと考えられる。そのため、一般会計からの繰入れや保険料のあり方について検討を深め、今後を見据えた再建計画の策定に取り組まれない。

実質公債費比率については、21.4%となり、前年度に比べ0.3ポイント上昇している。これは、本市が政令指定都市への移行に伴い、積極的に都市基盤整備を行ってきた結果として、公債費等の負担が増大していることや市債管理基金から一般会計に対し多額の貸付けを実施していることが影響している。現行の公債費負担適正化計画によると、当該比率は、平成27年度に24.2%となりピークを迎える見込みである。このため、公債費負担適正化計画を的確に更新するとともに、計画に基づき市債の発行抑制に併せ、市債管理基金からの借入金の計画的な償還を実施するなど、公債費負担の適正化を図り、実質公債費比率の上昇の抑制に努められたい。

将来負担比率については、285.3%となり、前年度に比べ21.1ポイント低下したが、引き続き高い水準にある。このため、長期的展望に立った視点から比率の将来推計を行い、市債発行及び債務負担行為の設定を抑制するとともに、市債管理基金への積立てを着実に行いつつ、市債管理基金等からの借入金の計画的な償還を実施するなど、将来負担比率逡減のための具体的な対策を講じられたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金の不足額がないため、発生していない。しかしながら、病院事業、下水道事業及び水道事業の各公営企業会計においては、今後も施設の改築更新や改良整備などによる多額の財政需要が見込まれることから、資金剰余額が低減し、資金不足が生じないよう財源の確保に留意しながら、さらに経営基盤の強化に努められたい。

なお、健全化判断比率等の公表にあたっては、財政健全化法の趣旨を踏まえ、比率の算定結果に加え、比率の将来の見通しや改善方策などをわかりやすく説明することにより、今後の市政運営に対して市民の理解と協力が得られるよう、より一層工夫されることを要望する。